

昭和二十四年五月九日(月曜日)午前十時三十四分開会

○測量法案(内閣提出)

○委員長(石坂豊一君) 只今より建設
委員会を開会いたします。

今日は政府提出の測量法案につきまして審議を願うことにいたしました。存じます。本法案は單に技術的立法のごとくに見えますけれども、過日來よく検討いたして見まするに、多方面に影響を及ぼすところも大きいと存じますので、各方面の専門の方々の御証言を頂きたいと存じまして、こちらに御出頭頂いたのであります。つきましては成規に基きまして御出頭になりました証人の方々に一應御宣言を願うことになつておりますので、宣言をいたして頂くようにいたします。御出頭下さつた証人の方々に一々御宣言を頂くことになりまして、御総代として坪井忠二先生にお願いいたします。

〔総員起立、証人は次のように宣誓を行なつた〕

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人	証人	証人	証人
福島	天埜	須田	坪井
要一	良吉	皖次	忠二

証人	園部 薮
証人	桑原彌壽雄
証人	菱田 茂

御証言を頂

○委員長(石坂肇一君) 御証言を頂きたいと存じまするのは、第一に測地学方面との関連、即ち緯度、観測、地磁氣観測等の立場、又は地震との関連に於いての基本的な立場からの御意見、第二に實際に法案に規定されます三角点なり水準点なりを御利用なさる方々の御意見を、河川、道路、都市、港湾、鉄道或いは又山林、農耕地の立場からお伺いしたいと存じます。第三には側面から水路の立場からの御意見を承り、第四には測量士の資格についての御意見をお伺いし、尙第五として民間においての地図発行という仕事の面からのお話を承りたいと存じます。更に又私設工務所の測量に対する影響という問題についても御意見あらばお触れ願うと共に、その他関係ある事項についても時間の許す範囲において御発言を願いたいと存じます。御発言の時間は審議の關係上十五分程度にお願いいたしますと存じます。

第一は坪井証人から一つお願いいたします。

○証人(坪井忠二君) それでは御指名によりまして意見を申します。

私は東京大学におきまして、地球物理学の講座を担任しておる者でございます。まして、こういう法案を拜見いたしますと、誠に不馴れでありますのでよく分らない点が多々ございますが、併し自分の立場、即ち測地と申します地を

測るそちらの立場から、どういうことになつておるかということで、これを再三、再四よく自分では勉強したつもりでございます。そこで全般を通じて、ともかく測量ということは日本ものいろ／＼産業などの根本になるといふような点で大事であるということ、これは勿論であります、これはむづかしい

しろ私共の知らない範囲でございますので、学問的と申しますか、基本的な点から、この法案がどういうふうになつておるかという立場を主として検討して見たわけでございます。これを通して見たしまして私共の立場として非常に大切であり、且つよく立派にできておると思う点は、第一ともかく測量というものにはつきりした定義を加えずして、全体としてはつきりした基準を與えたという点が非常に大事であるということが第一の点、第二の点は、中にございますように、測量というものの

をいゆる基本測量と公共測量、その他こういうふうに三つに分けまして、その間の性格を非常にはつきりしたと、いうことが第二の点、それから第三の点は、それらの測量の成果でございませう。これの処理若しくはその精度、どこまで正しいかということについて規

定した、これが非常に大切なことであると思います。これは申すまでもないことでございますが、学問的、基本的な立場に立ちますと、一体或る土地を測量したということではこれは不十分なのでございまして、どれだけの精度、即ち詳しさにおいてどこまで間違

いのない測量であるかというような点がはつきり規定されておらなければ、或る甲という土地を測量したと言ひ、測量しないと言ひしても意味をなさない。その点で成果及びその精度の基準を規定したということが非常に大切なことであると思います。これが第三の点。

それから第四の点は、測量をする人の資格を限定したということでございます。まして、これは或る土地を測量いたしますのに、それだけの能力を持つておる者が測量したのでなければ、ただ労力ばかり使つて所期の成果を得ないということは間々あることであります。そこでいわゆる測量士、それから測量士補という能力に應じた資格を定めて、それによつてやるようにしてあるということです。非常に科学的と申しますか、基本的にはつきりした考えであると思ひます。

それから第五番目にはここに中にございます測量審議会というものを設けまして、そうしていろいろな長期の計画その他についてはつくりした権限を持つたような、そういうような審議会を作るような点であるかと存じます。これが第五の点であります。

ほかのいろ／＼な測量を実施するに
當つて我々一般の國民とどういう關係
に置つか、例えばその土地に入るか入
らないかというような種類のことにつ
きましては、これはどうも私分りかね
ますので、大きい測量というものの根
本というのから見ますと、只今申上

げまた能力の基盤を決めたという点、基本、公共、その他と三つに分けた点、それから成果の処理、精度について規定をしたという点、それから測量士の資格を定めたという点、それから測量審議会を置いたという点、こういふ点で今までの測量に関するいろいろな規則などがございますけれども、

それよりも非常に根本的にはつきりしたということは確かに申せるように私は思います。特に私共の学問をやつております立場から見ますと、この第十一條でございますか、「基本測量及び公共測量は、左の各号に掲げる測量の基準に従つて行わなければならない。一地球の形状及び大きさについては、ベッセルの算出した次の値による。」長径何某、偏平率何某というふうに規定してございます。これはこの地球と申ししましても実はいろ／＼な地球があるのでございまして、どうも大体地球と

であります。どういふ楕円というものであります、どういふ楕円といふものかといふことは、日本の測量をやつて行くかといふことについて、いろいろな最後の結果において若干の違いを生ずるわけにあります。そこで如何なる楕円によるかといふとこのベッセルの楕円

体、これはドイツ人のベッセルが決め
 ましたそういう或る楕円体があるので
 ありますが、それによるのであるとい
 うふうにここに規定してあるというこ
 とは、非常にはつきりしたことになる
 と思います。

それからやはり第十一條の第二の

「位置は、地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。但し、場合により直角座標又は極座標で表示することができる。」それから第三、第四、第五、殊に第五のように「前号の日本経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める」というふうに非常にはつきりして参りましたので、この測量というものが一般の國民の生活に結び付くということは勿論であります。その根本にやはり學問的に基本的にしつかりした測量をしななければならぬことは勿論のことでございます。その点で、そういう点でこれははつきり規定しておるということは、非常に喜ばしく私共は感じたのであります。で通説いたしましたように、そういう点で非常に立派なよくできた、少くとも私共の知つておる立場から見ますと立派なことであるように感ずるのでございますが、併し私共の立場から見ても、若干疑問の点、若しくはこゝろあつた方がよくはないかという点もなきはないのでございまして、それについて二、三言わして頂いてよろしくございませう……

それを申さして頂きますと、第一に第一條でございまして、測量の定義のようなことが書いてありますが、「若しくは補助して実施する土地の測量」というようなもの、土地の測量、それから第三條におきまして、「この法律において『測量』とは、土地の測量をいふ」と書いてありますが、土地というのが陸地という意味であるか、海の例えは深さを測るといふ点もある意味では土地の測量になるわけでありませう。第三條の土地の測量といふことがいささか明確を欠くのではないかと感

じを笑は持ちまして、それは第十條に「測量標」といふものを定義したものがございまして、その中に「磁気点標石」とつまり地球の磁石の南北といったようなことをこれに示す標石であると考えますが、そういうようなものが標石になつておるならば、土地の測量といふのは一体土地の高さ、位置のことばかりでなく、地磁気というやうなものを含めるやうな土地の形、形態と申しますか、状況と申しますか、そういうことも第十條によつて含まれておるかのやうな感じを受けますので、第三條に測量は「土地の測量をいふ」といふことが、余りはつきり規定されてないのではないかと、余りな感じがいたします。これは恐らく陸地の形状といふやうなことがはつきりされた方が或ははつきりするのではないかと、やうな考えを持ちました。

それから第十一條でございまして、第十一條基本測量云々これは先程ちよつと申し上げましたベッセルの楕圓体を使う云々といふことでございまして、第五は「経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める」といふことでこの方は政令になつておる。ところが第一、第二の方は法律に入つてしまふことでありまして、実は私はよく分りませんけれども何故に前の方が法律の中に入り、後の方が政令に入るかといふことがちよつと分り兼ねるのであります。規定は結構でありますけれども、その規定は法律の中で規定するべきものであるか、政令の中で規定するべきものであるかといふことについては、何故に原点の方が政令で、ベッセルの楕圓体を使うといふことが法律の中に入るのである

かといふことがちよつと不思議に思いました。そこでこれは私政令とか、法律とかいふことがよく分らないから申すのかも知れませんが、或はベッセルの楕圓体を使う云々といふ数値その他のことは、第五にありますが、或いは同じく同様に政令の方に入つた方が、或いは適當であるのではないかと、やうな感じを持つたのであります。

それからこれは大変細かいことで恐縮でございますけれども、第十一條の一のところに「偏平率」といふのが書いてございまして、これはつまり地球がどのくらい球から離れておつて平べつたかといふ程度を表す数であります。が、「偏平率」の偏の代りに「イ」のない「扁率」の代りに「扁率」と言つた方が、むしろ学校などにおいては使われ

ておる言葉であります。法律の方で「偏平率」といふことになりまして、今までの學問の方で使つておる言葉と變つて來ますので、或いは今までのしきたりとして測量方面では恐らく「偏平率」といふ言葉を使つておられたかと思ひます。それから「扁率」の代りに「イ」のない「扁率」の代りに「イ」のない「度」となることを、これは希望の意を申したわけであります。

それから第二十一條で、このつまり測量標がよく保たれておるかどうかといふことを検査しておるといふこととございまして、市町村長は、永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、いふ書いてございまして、私共の立場から申しますと、これはそういうことが出来るかどうかは私存じませんけれども、つまり発見しなければ黙つ

ていていいといふことになるわけでございます。まして、保存といふことは、日本の骨格の測量をして行くのに非常に大切なことでございまして、たゞ私共が行つて見ますとなくなつておつたといふこともままあるのでありますので、「発見したときは」といふことであります。発見しなければ黙つてよろしいといふことであります。そこには何らかの形において市町村長が定期的に、少くとも一年に一ぺんぐらい巡検して、異常があるかないかといふやうなことの報告を受けるというやうになれば、尙更結構であらうといふやうな意見を考えました。

それから第三十一條の「地理調査所」の長は、地、地、地、又は地物の變動その他の事由により基本測量の測量成果が現況に適合しなくなつた場合においては、遲滞なく、その測量成果を修正しなければならぬ」とあります。が、これは私共関係しております。例へば或る地方に大きな地震がある、土地がどん／＼動いてしまふといふやうなことで、現在の例へば大三角点の位置、高さといふものが適しなくなるといふことはままあるのであります。が、現況に適合しなくなつたかどうかといふことは実ははつきりと分らないこと

なものであります。遲滞なくその成果を修正しなければならぬといふことと、つまり測量しなければならぬといふことを規定することになるやうに思います。これはどういふものであります。勿論結構なんです。あります。つまり變つたといふ疑いがあるたならば、すぐやつて見るといふことでありますのでございませう。けれども現況に適合しなくなつた場合、今ま

での測量の精度において適合しなくなつたかどうかといふことは、実は測量して見なければ分らないことであります。それから、この文章なり文句なり、内容がもう少しはつきりされた方がいいように考えました。

それから第四十一條の二に「地理調査所」の長は、前項の規定による審査の結果当該測量成果が充分な精度を有すると認める場合においては、云々とありますが、この「充分な精度」といふものが、何に對する充分な精度でありますか、その当該測量が目的とした十分な精度のことかと思ひます。非常に精度の低い測量をしたといふやうなこともあり得るわけでございます。この充分な精度といふのがどういふこととあります。充分な精度といふのが基本的な意味で、或いは公共測量の非常に基本的な意味で充分な精度があるといふ意味であるのか。それからその当該測量が目的とした充分な精度、それはつまり非常に粗つぽくてもいいといふこともあり得るわけでありませう。から、充分な精度といふのがどういふ意味であるか、これはあまりはつきりしてない。少くとも私に呑み込めなかつた点でございませう。

大体私勉強いたしました。思ひましたことはそれらの点でありまして、私がやつておりますことの立場から見ても、大体において非常に立派にしつかりできておる、こゝろいふものができれば非常に結構だと思ひます。二、三私の意見、疑問を交せて申上げ

た次第であります。

○委員長(石坂一君) 御質疑はございますか。

○北條秀一君 只今坪井さんの有益な証言があつたのでありますが、その点につきまして二、三質問をさせて頂きたいのであります。それは御指摘になりました第十一條の問題であります。第十一條の第一号、第二号、第三号は、私はこれを法律で決めることがいいと思つてあります。ところが第四号、第五号、ここに問題があります。これは先程坪井さんが指摘されましたが、経緯度原点、水準原点と、その原点数値というものは、そうしばしば変更されるべきものではないというように私は考えますので、こゝういふものは当然政令で定めるといふようなものじやなしに、法律で定めざるべきものと考へます。この経緯度原点及び原点数値というものは絶えず動くものなんですか、その点について坪井さんの御意見を聞きます。

○坪井証人 絶えず動くというつまり一種の約束でございまして、例へば現在日本の経緯度原点というのは、東京麻布の旧天文台にあります一等三角点が東経なにかし、北緯なにかしというふうに非常に詳しく決つていて、これを日本の原点として使うという、いわば約束でございまして、ところがその後研究によつていろいろ變つて来るわけでございます。昔の測定に誤差があつたとか、或いはそれを決めるために使つた星の位置がどうであつたとか、もつとこの頃のことを申しますと大変専門的になりまして恐縮でございますが、天体を覗くのに水準儀を使います。つまり眞下、眞上という方向を標準にするわけですが、東京の地

面の下に例へば重い物があつたと、鉛直線がこちらに引かれておるといふようなことがあつて發見されて、実は原点の値というものが修正すべきものであるといふようなことになることもなくはないのであります。併しその原点を修正して、現在あるすべての何千とあります三角点の値を全部計算し直すといふことは、これは又大変なことなものであります。実はさうであるけれども我々使つておるのだといふふうに、約束で決つておることが大事なんです。本當はこゝうだといふようなことは、つまり我々が知つておればよろしいことであります。その原点といふものの約束をしばしば変へたら大変なことになる。でこの認めおるその約束が、実は少しずい約束であつたのだといふことを、我々が承知しておればよろしいわけでありまして、これが本當に發見される皆が使用地図に影響の非常に及ぶ程の改正といふものは、そうしばしばあるわけではないのです。我々が議論するところは非常に細かいところであります。今使つておる値が例へば〇・〇〇……秒のその秒の桁が少し怪しいとか、そこを多くしたらよからうというやうな現在もさういふ議論がございまして、併しそふだからといって、日本の地図の骨格を全部一々変えなければならぬといふことになりまして、これは別の問題でございまして、非常に大変なことになります。

○北條秀一君 もう一つ、第十一條の第四号ですが、第六十二條によりまして、「基本測量又は公共測量に従事する者又はその他の者で、基本測量又は公共測量の測量成果をして、眞実に反するものたるしめる行為をした者」は「一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」とありまして、測量に多少の間違ひがありまして、非常に厳罰に処せられるわけですが、そこで今の第十一條の四号に違つて來るのですが、測量の原点は先程の坪井さんの御説明でよく分つたのですが、ここには「離島の測量その他特別の事情がある場合において、地理調査所の長の承認を得たときは、この限りでない」といふことになつておるのです。さうしますと地理調査所長の権限といふものが非常に大きいと思ひます。でその場合に、若し先程言いました六十二條の、測量の成果をして眞実に反するものたるしめる行為をした者といふやうなことが起きた場合に、一体誰が責任を負うか、これは恐らく地理調査所長は責任を負わなくて、許可を得た測量士が責任を負うということだと思ひます。一年以下、三万円以下の罰金に処せられるといふことになりまして、この点についての坪井さんの御意見をもう一度伺つて置きたいと思ひますが、こゝういふ地理調査所長の承認を経たといふのは「離島の測量その他特別の事情がある場合において」はさういふことでよいかどうか、もつと權威あるものかどうか。その特別の事情がある場合には測量の原点はこゝういふ方法でやつてよろしいと、例へばここにあります測量審議会がさういふものを決定する。地理調査所長でなく、測量審議会がその許可を與えるといふふにしなければ、調査所長も非常に責任が重大でありまして、又やつた測量士も非常に重大な責任を負われるといふ結果になります。この点に

ついて坪井さんの御意見を伺いたいと思ひます。

○坪井証人 これはどうも私、実は氣がつかせんこと、少くとも第十一條と第六十二條との関連において、ちつとも氣がついておりませんこと、ございまして、おつしやいますと確かにさうでございます。

〔委員長退席、理事島津忠彦君委員長席に着く〕

○北條秀一君 坪井さんの御発言中でございますが、坪井さんに今直ぐ御回答が願えなければ、これは他の海上保安廳水路局長なり、水路局に主として關係があると考えますので、後の適當なときにお考えになつてその点について御意見を承わらして頂きたいと思ひます。

○理事(島津忠彦君) 外に御質問がなければ、桑原証人にお願いいたします。

○証人(桑原彌雄君) 利用者の立場として、この法案に対して意見を申し上げますが、この点については坪井さんの御意見をもう一度伺つて置きたいと思ひますが、こゝういふ地理調査所長の承認を経たといふのは「離島の測量その他特別の事情がある場合において」はさういふことでよいかどうか、もつと權威あるものかどうか。その特別の事情がある場合には測量の原点はこゝういふ方法でやつてよろしいと、例へばここにあります測量審議会がさういふものを決定する。地理調査所長でなく、測量審議会がその許可を與えるといふふにしなければ、調査所長も非常に責任が重大でありまして、又やつた測量士も非常に重大な責任を負われるといふ結果になります。この点に

構だと思ひます。又同時にこの法律は縛ることが目的でなくして、さういふ正確のものを普及せしめることを目的のうちに感ぜられるので、大体こゝう統一、重複を避ける、精度の保持、普及、こゝういふ四つの面において結構であると思ひます。

併しながら需要者の立場としてもさうでありますし、一般の見方としても問題は結構なことではあります。が、余り面倒臭くないようにして頂きたい。こゝういふことなのであります。それにつきましては、第二番目に具体的に申上げますと、少し細か過ぎはせんか。一体これは施行細則があるのかどうか。先程原点のお話のとき政令の話が出たのでありますが、政令があるならもう少し政令に譲つてもよいじやないかと思ひます。沢山あるのであります。例を挙げますと第十條の標識の点であります。ここに測量の標識がいろいろ挙げられてあります。「永久標識」、「一時標識」、「仮設標識」と書いてありますが、第二項に「前項に掲げる測量標の形状は、建設省令で定める」と云々とありますが、こゝういふことになりまして、一時標識或いは仮設標識を一々建設省で定めたものは、他の官廳なり民間なりみな使わなければならぬ。これは少し行き過ぎじやないかと思ひます。

尚十五條二十條附近のは土地の關係であります。民法と重複する点があるかと思ひます。大体細かすぎる点がある。政令との關係がどうなるか、その点を疑問に思ひます。その次に利用者の立場として申上げたいと思ひますのは、この全般の法律の書き方を見ますと、地理調査所長と

その他の公共機関との立場がどういうものかと思われるのであります。即ち地理調査所長に対して、外の公共事業機関はその仕事で上下の關係になつたふうに感ぜられるのであります。これは対等の立場にあるべきものではないかと考えます。三十三條に測量計画機関はやろうとする場合には作業規程を作つて承認を得なければならぬ、と書いてありますが、これは一應趣旨として統一をするとか、精度の保持をする意味においては結構なことではあります。併しながら面倒臭くないようにということと、もう一つ対等の立場云云といふと、これはそういうことは結構ですが、全國の測量のそれ／＼の必要の程度を建設大臣の承認ということになると、實際問題として地理調査所長を経て承認を得なければならぬと思うのでありますが、少しこの点どうかと思うのであります。それで若しこれが必要だとするならば、同様に基本測量に対して地理調査所長は、その作業規程をこの法律によつてなり何なりでやらなければならぬので、地理調査所は基本測量をやるのだ、基本測量とは地理調査所でやる測量をいうのだと書いてあるのであります。そうしますとどうも地理調査所なるものは別格官幣社のごとき感じがするのであります。これは対等の立場でありますから、地理調査所も作業規程は別に政令を以て定めるとか何とかしなければおかしいと思ひます。片方だけ認可を受けることはどうかと思ひます。

次に第三十六條に測量計画を予めやる場合には地理調査所長の技術的助言を求めなければならない、ということが書いてありますが、これは公共事業

の計画機関が測量する場合には、地理調査所の助言と書いてありますが、事実問題として承認と同様になるのでありまして、その点はもう少し簡単にできますまいか。連絡することは結構と思います。併し届出をする、やつておるぞということをする、届出をしろ、した場合においては地理調査所長は技術的助言をすることができるということになりましていいのでありますが、どういも教えを乞うてでなければやつちやいかなんという書き方は、どうかと思ひます。

その次に四十一條に今度は事後の問題であります。地理調査所長は写を貰つたときは、審査をして結果を通知しなければならんと書いてあります。要するに一々審査をしてよろしいと言わなければならんという形になつておりますが、これは測量の結果がいかゞ悪いかということはもう一遍やり直す。審査ということになりますとそういうことがあるかと思ひます。これはどうかと思ふのであります。この文句は、例へば速かにその結果を整理して通知する。つまりこの測量はこういう精度のもので、こういう階級の測量になる、政府としてはこの程度で認定する。それからどういふ整理をして、どういふことを番号をつけて貰うとかいふことを通知することは結構と思ひます。登録は結構と思ひます。併し審査ということは少し穩当ではない、かと思ひます。以上が要するに余り面倒臭くされては困るということが一つ、もう一つは地理調査所と官廳の公共事業機関という立場の、上下の關係を対等にして頂きたいとこういう点であります。

それからその次は事業の適用範囲でありませんが、基本測量の第四條に書いてございますが、基本測量というものは先程の言葉と同じでありまして、測量の基本となる測量と、これは文字通りでありましようが地理調査所の行うものを基本測量と決めてあるのはどう

かと思ふのでありまして、基本測量は地理調査所に行われるものと別にして頂けば結構だと思ひますが、或いは外れの部門においてやらせることをやつてもいいんじゃないかと思ひます。それから公共事業の測量、公共測量については別に問題はございませんが、一般の測量の文句のことについては、第六條あたり非常に面倒くさいようでありますが、一般測量につきましてはどこまで適用するかという点が明確でないようであります。公共事業と認定するものは公共事業とすべてすると書いてありますが、それ以外のものは書いてございません。併しこれは次に申したいと思ひますが、一般のこの測量の縮尺の問題なんかとからんで参ります。或る程度の例えは法律上の根拠となる図面であつて、五百分の一以外のもの縮尺だというようなものは適用すべきである、縮局例を挙げますれば公共の測量をしないでも、個人が土地の分筆測量をします場合には、やる人間が誰でもやつてよいというならば、この法律の意味はないかと思われまゝ。これは少し私共としては余り日常にはございませうが、一般的な立場として申上げますとそういうことがあるように思ひます。土地台帳の關係は、基本の台帳は確かに私の専門でございせんのでよく分りませうけれども、市町村長とか公共機関でやられるようであります。

そう、う分筆とか何とかは個人が測量して、或いは代行機関を使つて願ひ出ることではありますが、そういう場合には出たらめでもよいかといふことにならんと思ひます。これが事業の適用範囲については大した問題ではありませぬが、大体そうであります。

尙先程基本測量の点で申し忘れましたが、この法律の趣旨としましては、第四條に基本測量とは云々と書いてありますから、その基本測量に対して普及と云うことがちつとも法律に謳つておらないのであります。つまり我々利用者の立場としてここで特に申上げたものは普及なんです。基本測量を普及させたいということです。と申しますのは一番利用のありますものは三角点と水準点であります。これは全國に汎山置いて頂きたいのであります。これは是非ともお願いしたいのであります。それがなければかりに無駄な費用を掛けて、技術も必ずしも十分でないものが、大きな地域を測量をしなければならぬ場合が甚だ多いのであります。つまり具体的に申し上げますならば今までのものは三等三角点、一等三角点、二等水準点のみが示されておりますが、これを四等三角点或いはそれ以下も示して欲しいのであります。この法律では図面ということを使つてありますが、そういうような基準点までも公開して頂ければ結構だと思います。又それをやるためには現状においては困難ならば特別に努力をするというこゝをこの法律で明確にして頂きたいと思ひます。一應この法律の趣旨は決して緊めるといひますか、縛るといふ意味の法律じゃなくて文化の進歩のためにするといふ意味が多いと思ひ

また、そのいろいろな点から普及を図つて頂きたいと思ひます。この作業範囲については大体そういうことでありますが、要するに作業範囲につきましては基本測量の普及と一般測量についての適用の方法を明らかにして頂きたい、こういうことであります。

それからその次に多少技術的になつて参りまするが、特にお願いしたいのは、この第一條の目的からいへば当然であります、普及と統一という意味からいいまして、地図の縮尺でありましたが、これは是非とも一つ統一して頂きたいのであります。これが甚だまちまちでありまして、古いものは一インチ三十チェイン、三チェイン、こういうようなスケールで残つておりますし、十進法におきましても間尺の関係で、六百分、六千分、三千分といふものも残つております。又七万五千といふものも残つております。地質図の七万五千といふスケールもありますが、これは我々の利用者の立場からいいますと、そういう結果を利用するのに困るのであります。そういう割合からいいますと、やはり二と五の倍数にしていきたいと思います。而もそれも二と五の倍数はいくらもできるわけでありましょうが、できるならば、五万、二万五千、一万、五千、二千五百、千五百といふものを標準とする。それ以外百については二と五の倍数にしるとなことに決めて頂きたいと思ひます。ただ併し実施におきましてはこれはメートル法と同じように暫くはよい、併し永久にそういう変なものは残さないといふことを明らかにして頂きたいと思ひます。

次にここにはどこにも文句は現われ

ておりませんが我々業者の立場、特に公共事業の施行を担当する立場から考へて見ますと、是非お願いしたいことがあります。これは機械の保持であり、これはどういふことかといふと、例えば鉄道の測量といふものに対して、一般の測量といふものに対しては、地形も勿論と思ひます。地形図も取りますが、その上にどこに線路が通るか、どこに停車場を置くかといふことを計画乃至設計をするのであります。建築然り、道路も同様であります。又ダムやその他についても同様であります。これは計画しておることは、こいつが一般に知られるといふことは非常な事業の施行上妨害になるのであります。確定してき上つた結果ならばよろしいと思ひますが、その間はこれが漏れることは困るのであります。この上からいひましては地質調査所に知らして結果を登録するわけでありませんが、その際にこれは抜かなければならぬかと思ひます。これにつきましては私の意見として、これは、測量の定義といひますか、今の適用の作業の種類としての範囲は、先程基本測量でございましたが、今度は測量の別の違った対象であります。相手方によつて、測量の定義を変えて行きたい。つまり地形地物の測量、それから設計計画の測量の二つに願ひたいと思ひます。この地形地物の測量はこの趣旨に従つて、当然届け出るのは問題ないと思ひます。併しながら、今の設計、計画の測量は、これはでき得る限り実施されるまで機密を保つ必要がある場合が多いのであります。勿論でき上つた結果については、地形が変化されるので

ありますから一般にそういう場合に土木関係、公共事業としてしましては、でき上りますと必ず竣工図なるものを作ると思ひますが、地形地物が変化したのであります。その結果については遅滞なく届け出るということは当然であります。大体そういうことであります。尚これに付け加へまして先程御意見も出たやうであります。今の利用の方面から考えましても、一般的に土木の方面は廣うございまして、適用の地域であります。今度は事業の種類でなく地域としての適用の範囲であります。やはりこれは勿論陸上におきましては湖水或いは川などというものも適用されると思ひます。一つここに疑問があります。それは、川は適用されますが川の深さなどというものはしつちう変化するものであります。年間の流量などを測るのは測量のうちと考へております。

〔理事島津忠彦君退席、委員長着席〕

こういうものはちよつとここに入れてやるべきかどうか問題があります。今の流量から申しまして、氣象関係に入りますので、私の方では少し出過ぎになるかも知れませんが我々利用者の立場から申しますと、雨の降る量、積つた雪の量も、或いは地形なんかに関係があります。なだらかなかもあることもあります。この点も御考慮願ひたいと思ひます。特に水の関係は海面であります。土木関係としましては、海岸に港その他の建造物を作ることであります。海面が入つてなことは困るのであります。でき得べくんば、純技術的な我々の立場から

申しますと、陸上の地図には勿論海面がありまして、公海に關する測量は別でありまして、領海内と限定して頂きたいが、領海内の海底面の地形であります。これは是非この法律の適用を受けると思ひます。陸上と一緒に知りたいたうであります。この点は、我々利用者から、ここに御関係の方もお出でになるので、甚だ申しにくいのであります。五万分の陸上地図におきまして、海が書いてない。陸上は書いてあるが、海は白紙同様の海面みないなものが書いてあります。正確でありません。あれは一緒にすることが必要であります。こういうことが大きな行政の問題でありまして、特に海岸の埋立てをする場合に必ずそれがひつかつて来る。

それから最後に測量士、この測量に従事する者の資格には測量技術から決めてあります。その中で第五十條にちよつと問題がございます。これは「実務の経験を有するもの」と書いてあります。この実務の経験を如何にするか、この点はどういふ計算をされるか、明らかにして頂きたいと思ひます。これはもう法律に書くのは無理であります。政令、施行規則で決めるべきものでないかと思ひます。ただ実務については我々も疑問に思ひます。ありますが、実務といふものは、現地に於ける測量だけを言うのか、室内における作業を言うのか。勿論これは両方なければ実務と言へないと思ひます。併し一年間の日数を現地で測量する者は、我々土木関係では恐らくない、多分無理だと思ひます。併し学校を卒業して一年経つたら何でもよいと言われ

て困るのであります。この点は非常にむづかしいと思ひます。ここではあれでなしに、施行細則があつていいのではないかと思ひます。それから向うの点については、只今のこの階級と職業教育の関係であります。今ここでは測量士、測量士補の二種類になつておまして、測量計画の主管には測量士でなければならぬし、実務の方に従事するのは測量士補でよろしいといふことになつております。この点趣旨は結構だと思ひますが、ありますが、経験や学歴のみならず内容によつても區別ができるのではないかと考へられます。つまり何キロ以上なら何キロ以上の、こつちが大測量に従事するものは、一級測量士でなければならぬといふことがあり得るのではないかと思ひます。例えば電氣の一級、二級、三級といふやうな階級も必要であると思ひます。そういう点がちよつともう少しあつてよいのじやないかと思ひます。同時にそれと教育関係の問題であります。これは専門学校、大学としてございまして、建設大臣の指定する養成施設とあります。この養成施設は測量専門の養成施設と思われまして、併し一般の土木関係の工業学校におきましては、測量技術を一緒に教えて実施してやつております。こういうものも入るやうに、私の見地としましては、間口を廣くして、相当程度のもので皆收容すべきであるが、併しながら仕事の種類によつて、正確さ、精度といふものを保持するためには、階級がもう少しあつてよいのではないか、こつち思われまして。そうして測量教育との関係も明確にして頂きたいと思ひます。この点は法律に掲げ

ることは無理で、政令でも或いは施行規則にでもして示すべきものでないかと思ひます。以上が大体私の申上げた点であります。尚この土木方面は非常に面が廣いのであります。必ずしも私の申上げたことで盡されておるとは思われぬのであります。尙御連絡があつてから時間もないので、十分に各方面の意見を纏めることができなかつたから、多少これに附加して、或いは訂正しなければならぬ場合があるかも知れないと思ひます。以上であります。

○委員長(石坂重一君) 御質問はあります。○北條秀一君 桑原さんにお伺ひしますが、測量審議会ができませんが、測量審議会に私は当然測量士の代表を入れるべきじやないかと考へますが、その点について桑原さんの御意見を聴きたい。もう一つは、第五十二條に、測量士が罰金以上の刑に処せられたときには、その登録を抹消されるということになる。そうすると、一遍五千円の罰金に処せられたらもう永久に測量士になることはできないといふことになるが、その点について土木関係の御意見を聴きたい。もう一つは、測量士の資格という点であります。これは先程あなたが御話がありましたので承知したのでありますが、質問しないで置きたいと思ひますが、今言つた二つの点について御意見を伺ひたい。

○桑原証人 この審議会に、そういう測量士という技術者の代表を入れるべきであるといふ点に關しましては、全く同感であります。それから罰則の点であります。こ

この罰則で見ますと、この法律においては、悪いことをした場合だけに処罰を受けることになっておりますが、この測量法においては、測量に関することを利用して悪いことをした場合も、私は罰則を適用すべきだと思います。

実は民間のいかんがわしき工務所などには相当あるのであります。ですから測量に關して、これ以外の罰も入れるべきであるし、適用に關しては、個々の情状に應じて、まづ消したり、再び登録を又できるなりということにして、これに書いてないが停止ということも入れていい。何年間の停止とか、それから永久に取つてしまふという二種類があつていいのではないかと思います。

○委員長(石坂豊一君) では次に、福島証人にお願ひいたします。

○証人(福島要一君) 私は農林省の統計調査局におります福島であります。が、私の方の關係は、農耕地の実測という面での法律と關係があると考えられるのであります。そこでこの法律自体とどういふことよりも、私の方で現在実施いたしております仕事の実態を申し上げて、結論から申し上げますと、実は特例でも設けて頂かなければ實際上非常に困るのではないだろうかといふことなのであります。そのことを申し上げたいと思ひます。私の方では全國に約五ヶ町村に一つづつの作物報告事務所出張所というものがあつて、そこにやはり六、七人の職員が駐在いたしております。これが供出制度の基礎になりますところの作付面積を調査いたすということになつております。すでに昭和二十二年の夏作以來これを實施して参つております。この場合に、この作付面積の調査をいた

しますやり方は、結局農民から申告を取りまして、その中からサンプル、即ち抽出標本を抽出しまして、それを実測いたしまして、それと申告との差を求めまして、それによつて申告の誤りを正して行く、こういうやり方をいたしておるわけでありまして、農民の申告だけに頼つております。これは御承知のように終戦後非常に統計が混乱いたしましたので、水田面積だけで僅かに一兩年の間に全國で四十万町歩以上の減少を示したような統計になつておるのであります。これは水田面積三百万町歩に比しまして、一三・四％という数字であります。そのような大きな減少が事實上あり得るものではないのであります。これは農民が申告を多少低めにしておつたものが集計されて、こういう事象になつたわけでありまして、それを訂正、補正いたしますために、私共の方では農民の申告をしたものの中から或る点数を選んで実測をいたしまして、その比率によつて推計即ちエスチメーションを行なつておるのであります。この場合に用います実測の方法は、大体において一筆ごとに調査したのでありますから、これは平板測量、場合によりましては、間細の測量程度でいたしておるわけでありまして、この点数を大体申し上げますと、これだけの調査をいたすためには、大体一町村について二百筆ぐらいの実測をいたさなければならぬのであります。それが、そういたしますと、一縣について一作即ち夏作なら夏作多作なら冬作だけで約四万筆になるわけでありまして、全國になりますと、約一回の夏作だけで二百萬筆ぐらゐになる、夏冬年間を通じて、四百萬筆のわけであり

ります。これだけの調査をここに實際に書いてありますような、例えば測量士を以てするということも事實上不可能でありますし、又ここに述べられておりますように、できたものの写真を地理調査所に送るといふようなことも實際上全然不可能なものであります。四百萬筆の写真を毎年送られて来るならば地理調査所においてさへも処理が殆んどできない。而も非常に早い期間に例へば夏でありますならば、四月から六月までに一應そのチェックを行わなければならないのであります。作付計画、作付面積でありますのでこれはほとんど年々変動いたすわけでありまして、今年測つたならばそれで来年も来年は済むというわけではなくて、今年實際測りまして来年もここに植付が行われていなければそれは除外しなければならぬ、こういう事情であります。ので、結局私共の方で調査をいたしております。やり方は測量の制度というよりも統計的な処置を行なつて、そして全体としての一つの推計を行なう。推計には勿論誤差がついておりまして、この調査は、大体何の誤差の範囲で推計をしたのだといふことを、これは必ず附けて出しますし、その場合には測量の精度及び方法について地理調査所等の御助言を頂くといふことは非常に結構であります。又それによつて私共の方で十分その誤差率を見積りまして、統計的な処置によつて誤りないように行きたいといふことは考えられるのでありますけれども、ここに事實書かれておりますような細かい点についてそれをいたすことは、殆んど實際上不可能だ。例えば測量をする場合にその種類、敷地の所在その他を

地理調査所に報告をせよと言われまして、只今私が申し上げましたように夏作多作それについて報告したところで意味のないことでありまして、そういったような点が特に實際上運営がでない、まあこういうふうには考えられないのであります。そのために勿論私共の方で段々この精度を高くして行くこと自体は必要なのでありますけれども、例へば五十條、五十一條に出ておりますような測量士補の問題にいたしましても、これを直ちに一萬数千人の動員を行うといふことは事實上不可能であります。そういう点から技術の指導を地理調査所をお願いするといふことは、甚だ結構でありますけれども、實際上ここに書かれてありますような測量士、或いは測量士補といふものの檢定合格その他の点から、今直ぐは恐らく間に合わないだらう。そうなりますと實際上私共の方は、供出のためにも現実にこの仕事を行なつておるわけでもありますから、そういう点でこれをストップするわけにいかない。若しもこの法律を實施なさいますとすれば、その点については別途にこの地理調査所或いは審議會のようなところで、この私共の方の調査自体を全体的に御審議を願ひまして、その設計及びその調査の方法、實際の状態といつたようなものの精度を大体御判断になりました上で、これを一括してこの仕事として認めて頂くといふ以外には、實際上運営が困難であらう、まあこういうふうには考えられるわけでありまして、この仕事が行はれて参りましたのは、すでに昭和二十二年の夏作からであります。これについては食糧輸入の關係もあり、從來の統計が数年間で十數％以上、二〇％近くも變つて来たといふことから、GHQの方からも特に専門家が参りまして指導された仕事であり、このために實際上現在約二十億の予算がすでに認められまして、この仕事を実行しつつあるわけでありまして、そういう点を御了承願ひまして、私先程申しましたように、この法案を實際に行われる前によく全体の様子を実際的に御覧になつて、そしてこの私共の調査を少くも供出制度が實際に行われております間は、一つの特例としてお認め願ひということをお願いいたしたいと思つてあります。私共の方でやつております調査の概略を申し上げまして、この測量法案との抵触いたす点を御意見申し上げたわけであり

みなすことができるというような條項もあるようですが、公共事業、公共測量となりまして、いゝな拘束があるようでありまして、公共測量となりまして、何かいいことがあるのかどうかという点がはつきりしない、或いは公共測量となれば補助が貰えるのかという点がどうもはつきりしません。まあ大体いたしまして公共事業の遂行、公共事業の工事のためにするようなのは政令で決めるように書いてございまして、この政令の中に成るべく入れて頂きたいという点を考えたのであります。

○委員(石坂豊一君) それでは次に須田証人(石坂豊一君) お願いいたします。水路局長の須田院次であります。誠に立派な法案ができて、これをお作りになった方の御苦心もさぞかし大変だつたらうと思ひます。さつき坪井証人とお話したごとく、土地とは陸地かという質問がありましたが、この点に關しましては地理調査所長にたびたびお目にかかりまして、大体陸地測量に關するものはこの法律を適用する、水路測量に關するものはこの中へ適用しないのだ。こういうお話でございました。若しそうでありますとすればこの測量法は非常に結構なものでありまして、我々の作業をする上にも非常に役に立ちます。測量作業の強化、或いは測量技術の向上を図る上において非常に有効なものだと信じます。私は双手を歓迎したいと思ひます。尚水路局としましてはこの測量法に對應しまして、將來できましたら水路測量法というものを作りまして、両者相一致します。

○証人(須田院次君) 私は海上保安廳

「地理調査所の長の技術的助言を求めなければならぬ」とこれは實際問題となりまして、地理調査所の援助を求め非常に有効な場合と、実はそれを要しないでやれるときもあるのではないかと思います。この項目も何とか緩和して頂けると都合よろしうござい

す。それから第三十七條に「測量機關の名称を表示しなければならぬ」と。こういうのがあるのでございます。実は水路測量の場合において、海岸の岩の上へ新しい塗料を塗つて標識にするのとがございまして、これはその場合においてはこの計画機關の名称を入れるというふうな点に困難が起るので、これも御考慮願えれば仕合せだと思ひます。

いろいろの問題なのであります。どの程度なのかよく分りませんが、実は水路局は海図ができる度に地理調査所の方へ送りまして、お互いの資料の交換をやつておりますので、その程度でいいならばこれは非常に結構だと思ひます。それから第四十一條の測量成果の審査を受ける。この点に關しましては水路局では水路局長がその審査を行うことになつておりますので、少し困ることになりはせんかと存じます。それから測量士の問題につきましては今までは「〳〵の方」が御意見がありましたが、これも厳密に適用されないと、実は水路局には測量士は何人も得ることが困難になつて参ることになるのでござい

ます。この点は十分御考慮して頂きたいと存じます。とにかくこの公共測量のところでは申上げた各項目や、或いは測量士の件、或いは地理調査所長の了解事項とか、或いは測量審議會の御配慮を仰げば余り摩擦なしに實際において遂行できるのではないかと存じます。私は全面的にこの法案の通過を希望する者であります。

○北條秀一君 私は専門家でありませんから、質問することがとんちんかんになるかもしれませんが、お許し願ひます。從來陸地測量部と水路局との基準点が違つておるといふことを常識的に聞いておつたが、あなたの方でお使いになつてゐる水準基準点と建設局の方で使つておるとは食い違ひがあるかどうか。

○須田証人 実は水路局から出る海図は、航海の安全を確保するという意味から、大体最低低潮面を使用しております、それが大体大千潮面と言ひの

す。それで地理調査所の方では平地のものを使つてゐるのです、これは所によつて違ひの所です。潮位の変化が大きい所と小さい所とあり、地図の方は、陸地の方はこれは平均海面を使う、私の方では最低低潮面を使う、こういうことになつております。それは一に航海の安全を確保しようということが目的であります。

○北條秀一君 それでは水路局で用ゐられております水準原点というものは、測量とは厳密にいへば關係なしに、願うところは航行の安全を期するところと、重要な点があつて、その基準点というものは大した意味のないことですか。

○須田証人 基準点というのは意味のないことはありません。海面というものは常に〳〵のその当時の氣象状況などによつて變つて來ます。その變りを見出すためには、どうしても基準点が必要なのです、やはり關係を拂つてゐるわけです。

○北條秀一君 それはどうしてこの古い陸地測量部の水準原点と一緒にすることができないのですか。要するに水路局と陸地測量部とは別々の基準点を持つてゐるのですね、これは持つておつてゐるのですけれども、一つにした方がいいのではないですか。

○須田証人 実は海の方の方はこういうことになつております。その場所の最低低潮面を使用する。それで実は海の方は、從つて最低低潮面というものが〳〵變りますから、例えば北海道とか台湾とか紀伊半島の附近とか皆變つて來るのです。それでそれを元にして海の方を測つて、それで一つの

点にそれを何して行くということは、大変な測量の費用がかかるし、又各地の最低低潮面というものがどういふ關係になるかというところは、測量されておられません。

○北條秀一君 多少私補足しますが、今度又南海震災によるところの地盤の沈下の調査をされるのであります。私共先般四國に参りました地盤の沈下の所を調査して参りました。そうしますと或る所に行くといふメートル沈下した、或る所では八十五センチ沈下したといふ〳〵に一体原因があるのか分らない。そして潮は上つたといふし、片一方は土地が下つたといふし、全くその基準によるところがはつきりすれば、海が上つたのか下つたのか直ぐ分るので、それがはつきりしないもので、今言ひような愚問を發したわけでは

○委員(石坂豊一君) 次に國部証人(國部証人) お願いいたします。行方並びに地圖製作者の立場から申し上げます。民間のいわゆる業者なるものは、御承知の通り殆んど実測なんといふものはいたしません。ただ必要に応じていゝゆるこの法律でいう基本測量、或いは公共測量の成果を利用いたしまして、僅かに修正測量をする程度で、一般に地圖の發行者、或いは地圖の製作者といふものは、全く地理調査所、或いはその他の官廳の發行物を利用いたしまして事業をしてゐるものが通例であります。然らば現狀はどうかと申しますと、御承知の通り陸地測量標條例なるものには、地圖の複作製作に對する規定もございせんし、又著作権法とか或いは出版法とかといふもの

も、地図に対しては非常に曖昧なものでございます。そういうふうな点で今日の場合には地図の業者は得手勝手なことをしているというのが現状であります。その結果民間の業者相互間でいろいろトラブルが起つたりしたことも随分ございます。又私の知っている範囲でも私が又証人として裁判所に行きまして、そうしている／＼な証言を求められましたが、そんな場合の感じから申しまして、この地図に対する著作権法或いは出版法というものは、甚だ曖昧なものだと痛感されます。今回この法律ができれば、届出又は連絡によつて不適当な資料を使うこともございせんし、その半面正式の手続を経て業者が作業をするといはしますと、正当なものを作れば著作権というものもここではつきりするのじやないかと思われまふ。いわゆる著作権の保護もされるのじやないかと感じます。従来地図に対する著作権というものは、恰かも小説ならば、その小説の文句をそのまま印刷したものをそのまま製版複製すれば、それは著作権法にかかるともされないけれども、文章を他の活字で組んで、そうして印刷して出せば、著作権法に掛らないというような状況さえあつたやうであります。要するに地図に盛られておるすべての図とすべての画線は、何ら著作権法から保護されていなかつたやうであります。そういうような意味で、私は民間の代表と申しまして、民間は非常に廣いのでありまして、私はほんの民間の一部の代表かも知れませんが、早くこの法律が実施されまして、この法律によつて正当な事業ができ、又正当な権利も保護され、そうして民間地図業者と申ししますか、民間地図の文化的発展に貢献することができるよう、この法律が努めて早く実施されることを希望いたします。

ただ私が思いまするのに、六十四條の罰則でございますが、これは二十九條並びに三十條の違反罰則は余りに輕過ぎるのじやないかと思ひます。特にこの六十四條の第二号の二十九條の違反は輕過ぎるやうに感じられます。勿論この違反は著作権法その他で取締はできるのであります。併し前にも申しました通り、著作権法は地図に對しては甚だ不明確でありますからして、この違反罰則は、特に二十九條の違反に對してはもう少し過重にするのが適當じやないかと思われまふ。それだけであります。

○委員長(石坂重一君) 御質問ありませんか。

○北條秀一君 地図業者を限定することは極めて必要であると思ひますが、この法律ができた場合には既存の地図業者というものの營業權と申しますか、その生存權というものを脅す結果になるのですか、現在國部さんのお考えで全國にある地図業者の中で、どれだけの者が一体この法律に適合しないというやうな地図業者でありますか。そういうものはおありでございませうか。

○國部証人 いや殆んどこの法律によつて縛られる、或いはこの法律によつて事業を阻害されるということは絶対にないと思ひます。

○北條秀一君 そうですか。それでは質問として頂きますが、先程坪井先生にお伺ひしたのですが、あの点はどういふやうにお考えになりますか。

○坪井証人 あれからこれを読みましてよく考へてあつたのでありますが、第六十二條、つまり問題は眞實に反するものたるしめる行為でございまして、今度私共は基本の立場からいつて、一体眞實というものは何であるかということでございます。日本のこの原点の数字といへども決して眞實でございせん。ものを測れば必ず眞實といふものは出ないものであります。というところは例へばこの机の幅が何センチあるといへば、それより以下の誤差は測れないということでありまして、値が眞實であるということとは科学的の立場からの意味で了解するならば、眞實といふことは決してないのでございます。この意味での眞實といふことは約束で、離島のような場合の原点といふものは、これをどうだと思へばそれが眞實な面からして眞實になるわけでございまして、これは普通の意味の眞實と科学的の眞實といふものの違ひでございまして、そういう意味でありますならば、例へば離島の測量をして元決めておいた点が仮に後に不適當であるといふことであつても、これは眞實に反した行為といふやうに見ることはできないと思ひます。従つて先程おつしやいましたやうに六十二條の眞實に反する行為といふのは、第十一條の四号にあります特別の事情云々といふことに關連して來るといふことは、科学的な意味ではあり得ないと思ひます。それでつまりこの「眞實に反するものたるしめる行為」といふのは何かわざ／＼嘘を言う。そういうとき嘘といふのは、測量の結果と違つておることが明らかであれば、これは誰が見ても間違ひであります。こういうことであります。例へば面積を實際より廣く或は狭く報告するといふことは眞實ではございせんけれども、離島などの原点の値といつたものはそういった約束の假定の上に立てた眞實でございまして、その意味で十一條と六十二條の眞實といふものは、概觸してむずかしいなる点は私の考えではないと思ひます。

○北條秀一君 もう一つ坪井先生にお尋ねしておきたいのは先日新聞を見ますと、東京都が六百メートルずれたといふことがありましたが、こういう場合には原点に何らかの影響を來すといふやうなことはないのですか。

○坪井証人 これは實は非常な問題でございまして、その六百メートルずれたといふのは、一体どういふ意味であるかといふことが大問題なのでございまして、で、つまり東京都の原点の位置が北緯何度、東經いくらであるといふことを決めますには星を使ひます。ところが先程ちよつと申し上げましたやうに星を見るためには、望遠鏡にアルコールの水準器を附けなければならぬ。水準器の泡が眞中であるといふことは一体何が決めるかといふと、例へば先程もちよつと申し上げましたやうに地面の下に重いものがあるとすると、元來ならば下げ錘りの鉛直線がこちらに向いておる筈であります。ところが重いものがあるから鉛直線がこちらに引かれます。その鉛直線を基準として星を狙つたのではそういう状況の場合所が出て來ない。ところがいづくぞ知らん、アメリカから本當の物差を当てて測つて見ますと、物差で測るといふことは星に關係がない。つまりそんなことは到底できませんので、陸地に物差を当てて測つて來ればよろしいわけでありまして、それは鉛直線が曲つ

ていようが、曲つていまいが同じ答えが出るのであります。物差を当てて測つてアメリカと日本の距離といふものと、それから日本で獨立して鉛直線にリファアして星を頼りにして決めた東京の位置が六百メートル違ふだらうかといふことなのでございまして。そこで問題は日本のそれは原点といふものをアメリカから繋いだその位置にとるべきかといふことになりまして、今度はアメリカの原点といふものが一体何か決つておるかといふことになるわけですから、これが結局アメリカから日本を通り、シベリアを通り、ヨーロッパを通り、大西洋を通り、世界中を蔽う三角測量ができない限り、星を決めるのに鉛直線を頼りにしないという方法が出て來ない限り、これは當分見込のないことであります。現に東京の原点といふ値を決めまして、東京から青森までの距離を實際の物差を当てて測つた距離と、東京で星を狙ひ青森で星を狙ひそれから勘定した値と、それから数百メートル違ふのであります。でありますから一体どういふものの約束の上に立つた地図であるといふことを基礎とすることが大事なのであります。それが間違ひじやありませんか、こういう條件、こういう條件といふ條件を含んでおるのだといふことを了解した上で使うのが、これが本當の使い方なわけでありまして。そこまで一般の利用者は知りませんから、つまりそういう過程を隠してしまつて、これを本當ののだ、眞實なのだと思つておるのだであります。先程海が上つたか、陸が下つたかといふ話も全く同様であります。こう考えればこう、こう考えればこうと、どこに基準を置くべきか、絶対の基準は或いは世界中の観

測陣が全部一緒になつた曉でないときでない。それまでは約束をして仮の眞実だと思つてやつてゐるわけでありまして。併しその眞実にはこれだけのアロワンスがあるのだという了解の下に使用しなければならぬ。従つて先程御質問の東京の位置が数メートルずれるということとは、大問題であります。併しどちらを使うべきか、果して六百メートルという値が世界中から見ても本當にそれがいいのかということになります。本當の答えを出すのは遠い將來であります。つまり科学的に本當とすることが、こういう立場に立てばこれが本當、こういう立場に立てばこれが本當ということでありまして、例えば東京の位置がこれ／＼であるということとは、そういう立場では本當であります。六百メートルずれたということもそういう立場では本當であります。立場の相違、何を一体東京の位置かという定義から、かからなければならぬということになります。ああいう六百メートルずれるというようなことが分つたからといつて、これは日本の地図の勘定を全部やり直さなければならぬということはまだないと思ひますし、又それをやるということになると何十年かかつて三角地図をつくり計算し直すということ、到底耐えられないことであり、尙且つ實際問題に響いて来るわけではないのであります。

○北條秀一君 もう一つ皆さんにお聞きしたいのですが、特に農林省関係のお方にお聞きしたいのですが、十五條を見ますと、十五條の第二項の但し書き「但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。」即ち土地の測量をする

場合に、そこに入つて行くぞということとを土地の占有者に通知するわけですが、余裕がないときはこの限りでないというわけですか。ところがそれに對しまして六十三條を見ますと、六十條の第二号に「第十五條の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者」は「六月以下の懲役又は一萬元以下の罰金に処する」と、こういう嚴重な規定があるのです。先程園部さんからお話がありました六十四條の第二号の点にお話でありましたけれども、これは確かにそうだと思います。ところが一般農民とか或いは山林所有者の土地をこれから測量する場合に、役人が行つて測量するぞと通知すればいいのですけれども、通知の暇がないときは勝手に行つてやる。そうすると農民なり或いは山林所有者は必ず文句を言うのです。すると必ず「お前は一萬元以下の罰金に処するぞ」と、こういう俗にいうお役人風を吹かすことがよくあるのです。私共よく実見してゐるのです。が、この二つの問題について、特に皆さんは直接そういうことにぶつかつておられるのですが、そういう点から言ひまして、この二つの規定について無理がないとお考えになりますか、それとも無理だとお考えになりますか、その点を一つお聞かせ願ひたい。

○福島証人 私の方で先程お話ししたました耕地の調査をやつております根拠法といひましては、別に食糧確保臨時措置法というのが現在施行されてゐるのです。あの法律の中に、供出に對しての阻害をなす者という項目がありますために、それで大抵私の方は、それを根拠法として取締をいたし

てゐる。従つて調査に参りますものは皆証憑を携へまして、こういう証憑によつてやるんだという形で調査いたしておりますので、現在はその方向でやつております。罰則の点につきましては、私はまあ私共の關係に限りましては、余り過酷な罰則は實は農民に對して氣の毒なのではないか、やはり了解をできるだけ求めて、そうして納得させて調査をするということが、まあ非常に不便ではあるけれどもやる。實際はありますけれども、それを實際に適したという例は実はまだ全くないのでその程度に私共は考へております。余りきつい罰則は、私共の方に限つて無理ではなからうかと考へております。

○北條秀一君 それでは全員の皆さんに質問したいのですが、勿論お答えなくても結構なんです。この測量法案を見ますと、地理調査所長の権限というのが非常に大き過ぎるという感じを持つてゐるのですが、これに對して各証人の皆さんはどういうふうにお考えになつておりますか。御意見のある方だけお答え願ひたいと思ひます。……ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(石坂豐一君) 速記を止め……〔速記中止〕
○委員長(石坂豐一君) 速記を始め……
○福島証人 私の方のことにつきましては、先程一應申し上げたように、實際に実行が困難であらうという点から、地理調査所の方の御所見を受けるという程度であつて、それ以上は写を送るとかその他のようなことはとても不可能であらうということからお話を申し上げたのでありますが、若しもこの法律が全体を縛るということになり、實際はそれをやれというところになりますと、これは調査所長の権限というものがあるに強過ぎて実行ができなくなるであらうということはお説の通りであります。

○委員長(石坂豐一君) それでは証人の方々の御陳述はこの程度で終ることにいたします。誠に御苦勞さんでした。それから委員諸君には、午後二時から更に続行することにいたします。一時から内閣と建設省の問題について、内閣と建設省の關係の連合委員会がありますから、第三号室に御集參を願ひます。では休憩いたします。

午後三時三十分開會
○委員長(石坂豐一君) これから建設委員会を午前中に引續いて續行いたします。すでに付議いたしてあります測量法案について質疑を續行することにいたします。
○久松定武君 午前中の証人のいろいろの御説明で参考になつたことが大変多いのでありますが、第一條の土地の測量という問題が、或いは陸地という意味だろつかという話がありました。が、政府当局としては土地としての測量としておいた方がいか或いは陸地ということをお明かにした方が法の上の解釈上便利でしょうか、その点を……
○説明員(小林與三三君) 土地の測量は實は我々の考へでは海を含んでおらない、こういう考へ方では特に海を除く意味で土地の測量と實は書いたわけでございます。それでこちらのつもりは

全く取敢えずこの法律は、將來の問題は別として取敢えずは陸地だけの測量を扱う、こういう氣持で書いたわけがあります。
○久松定武君 私この測量法というのを見ますと海もかも両方入ることになりつと測量法という感じがするが、先程証人の中の水路局長のお話ですと早晩水の方の水路測量法の法案を作りたいと思つてゐる、こういうお話でございます。それから、そうするとこの測量法という法案は、結局陸地を主として考へる、こういうふうな解釈して差支えないものでありますね。
○説明員(小林與三三君) 私ちよつと午前中の意見は聞かなかつたのでありますが、實はこの測量法を私達が立案した当時の氣持はまあ測量法と言へば水路を問はず全般の測量を網羅し、測量はむしろ政府で一体として考へるべきものではないか。全体を包括し得るような体系で測量法というものを立案したしたいという氣持で作つたのであります。併し取敢えず海の測量の問題は水路局との關係でむしろ水路局とこちらの地理調査所との統合問題という機構上の問題が先決問題になつて参りますので、そこまでの段階に直ちに踏み込む余裕もありませんでしたし、その時期でもなかつたように思ひますので取敢えず全般をカバーし得る、けれども取敢えずのところは現在やつておる土地だけを考へよう、併し若しできるものならば理想的な測量体系としてこれを一体化したものに將來持つて行き易いように考へて置いた方がどうか、正直のところ、そういう氣持で實は法律を作つたわけでございます。若し海を入れようと思へばほんの

数ヶ條而も字句をちよつと修正すれば大概カバーできるというつもりで実は立案いたしたようなわけでありす。

○久松定武君　そうすると今のところは水のこととは全然考えなしに作つたという、こういう結論なんですね。

○説明員(小林興三君)　水のこととはまあできるだけ入れたが、取敢えずはこのままで出そうという氣持でございす。できれば我々といましては、その海陸統合の方向に努力をいたしたいと考えておるのでございまして、この点につきましては、むしろ國會側におかれましては格別御盡力をお願いいたしたい、外の役所の統合問題は、いろいろ行政事務に關連して、議論がありまされども、事測量に關する限りは極めて純技術的な問題でありますので、これは外の問題程その紛糾すべき筋合のものでもなし、むしろ専門的、技術的に考慮して合理的に解決して然るべき問題じやないかと実は考えておるのでございまして、この点につきましては一つ十分御高配をお願いいたしたいと考えておるのでございす。

○久松定武君　先程東大の坪井博士証人のお話によりますと、學術上第十一條の第一号の偏平率とある、これを人偏をとつた偏にして偏平度としたらどうかという説があるのですが、この点政府としては偏平度としても差支えないかどうかをお伺いしたいのであります。

○政府委員(武藤勝彦君)　偏平度としましては、偏平率としましては私共としてはどちらでも構わないのであります。偏平度というのは大学などで今までは使つておつたのでありますが、私共

の役所の方では古くから偏平率というふうに使つておつたものですからこうしたのであります。

○久松定武君　これは水路部ではどうですか。

○政府委員(武藤勝彦君)　水路部はどちらを使つておるか私存じません。

○委員(石坂重一君)　これは原語はどうですか、同じことでしょうか。

○政府委員(武藤勝彦君)　原語はどちらも同じことです。英語ではフラットニング、ドイツ語ではアッパブラツング。

○委員(石坂重一君)　それなら偏平度とした方がいい。

○久松定武君　一致した方がいいですね。

○北條秀一君　同じく第十一條の第五号、経緯度原点及び水準原点の地点及び原点数値は政令で定めるといふのですが、政令でなしに法律で定むべきものと思ふのですが、政府の見解如何。

○政府委員(武藤勝彦君)　これは実は初めて私共の方では法律へ入れたらと考へたのであります。併しながら原点の値は地震とか、いろいろの地震によりまして、変ることがございす。その場合に法律にして置きますと、それを改正するのに相当手續が厄介じやないか、実はそういうふうな極く簡易な氣持で政令にしたらということにしたのであります。現在三宅坂にあります水準原点も、あれは関東大地震の前には二四・五〇に多分なつておつたと思ひます。それが地震のために四六ミリ低下いたしました、現在では二四・五〇から四六ミリを引いた数になつております。そういう場合に地震が

それで法律の中に入れるのはどうかと考へたのであります。

○久松定武君　それから十一條の二号の「位置」ということにつきまして、「平均海面からの高さで表示する」ところが水路局の方では、その干潮時の最低位を以てそれを表示するといふお話があつたのですが、これが土木上の、先程土木学会の方の証人の話によりまして、こういう不統一の結果から昔の海軍の方の水路部と、それから陸軍の方の測量部との標準が違つたために、土木学会の方面におきまして、港灣の埋立とか、堤防を作るといふ場合に非常に齟齬を來すといふような場合などの実例があるようなことを聞いておりました、こういうような点は基準を示された以上は、將來平均海面からの高さといふことで表示するようにならぬか、水陸共にやるというように今後はならないんですか、この点は政府は如何ですか。

○政府委員(武藤勝彦君)　これは陸地の測量は各國とも平均海面を使うといふことに慣例上決まつております。併しながら水路測量の方はインド大洋潮面を使うといふことに從來なつております。

○久松定武君　これは日本独特ですか。

○政府委員(武藤勝彦君)　そうではございせん。これはインターナショナルです。それは海の方です。どうも一番低い干潮面へ持つて行かないと、船を動かす場合に困るといふので多分そうなつておるのだらうと思ひます。

○久松定武君　これは協定してどつちかに決めるというよりな方法ははいかないものでしょうかね、インターナショナルでも駄目なんですか、實際上、公示上で困る場合が本當にあるらしいんですからね。

○政府委員(武藤勝彦君)　實際上まあ海陸両方連絡して使わなくちゃならぬような場合には、その間にギャップができて誠に困るのでありまして、水路部の方では干潮面とそれから中等海面との違いを入れてある場合が多いのでございす。そういう地図になりますと、これは中等海面も入つておりますから陸とのくつきについて心配はなくなるのであります。必ずしもすべて入れてあるといふわけでもございせん。そこを統合できれば十分都合がいいと思ひます。

○久松定武君　そうすると今のお話から行つても水路の關係の方はこの法律は適用されない、こういうふうに解釈していいんですか。

○政府委員(武藤勝彦君)　さようでございす。

○久松定武君　全くこの測量法といふものは陸地だけに關係すると、そう解釈していいんですか。

○政府委員(武藤勝彦君)　さようでございす。

○久松定武君　それではこの測量法を陸地測量法といふふうに改正する必要がないのでございましょうか。

○説明員(小林興三君)　実は現在の測量法は誠に仰せの通り陸地だけしか考へておらんことはその通りでございす。ただ今もお話が出ました通り、いろいろ水陸測量といふものの混合と申しますか、そういう理想的な方法を考へ合せながら、できればそういう方法に持つて行きたいといふので実はいろいろ議論も出たのであります、測

量法として銘を打つて出しまして、ただ取敢えずこの運用は海の測量を統合するまでは土地にしか適用がありませんで、そこで特に定義で以て、この法律は測量をやるんだといふことをまあ第一條に明らかにしたようなわけがございす。それでありますからこの測量法を將來持つて行く理想と申しますか、心持といふのと、現実のこの規定との間には少しの隔たりがあるといふことは実は事實なんではございす。私達の氣持はそういう氣持で、いろいろ相談をした結果、こういうふうにして提案をいたしましたのでございす。

○北條秀一君　只今久松委員の質問は、私も全く同感であります、政府委員の説明であります、丸で羊頭を掲げて狗肉を賣るようなことであると思ひますので、その間の経緯をはつきりするために、提案理由の「土地の測量云々の土地」ところに「陸地の測量」といふふうに表題に合した理由書をこの際つけて原案を出すようにしたらどうか、こういうふうには私は考へるのであります。政府のお考へは如何ですか。

○政府委員(赤木正雄君)　北條さんの御質問御尤もであります。別に提案理由を今の御説の通りにしたところが何ら変化がありませんし、法案の趣旨を変へることもないと思ひますからして、今のお話のようにしたいと思ひます。

○北條秀一君　只今赤木政務次官から特に懇切な説明があつたのであります、水路關係の立法もありま

す、この際この測量法が何を一体目的としておるか、將來の理想案は別として、何を目的としているかということ

をはつきりするために、先程申しました提案理由の中にその点をはつきりすることが最もいいと、私はそう考えますので、各位の御賛成を得たいと考えるのであります。但し私は後になつて討論の際に申し上げますが、以上で質問を打ち切りまして、次へ私は参ります。

第十五條の土地の立入及びそれに対する通知でありますが、第二項に、「占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。」といふことがありますが、こういうことがしばしばあると土地の占有者は非常に困るんですが、こういう緊急で占有者に通知ができないといふような場合は一体どういふ場合があるのでしょうか。

○政府委員(武藤勝彦君) これは私共の考えましたのは、山の中へ入つて行つて測量をやつておりました、そして次々に移つて行く場合に、里へ出て連絡ができないような場合が始終實際問題としてあるのであります。そういう場合に一々下へ降りて、そして、而もその山の持主を探しまして、そしてそこへ連絡を取るという事は、これは仕事をやる上から行きまして非常に時間を取つてしまいますので、又山の上あたりは霧とか雲とかいふ関係で、測量の時機を失なうことがしばしばありますので、それでこういうことを許して頂ければ非常に仕事がやりやすい、こういうふうに考えます。

○北條秀一君 この点は十八條の土地等の一時使用ということと全く同様であります。この測量法案が実施された場合に、この測量は地方地元の民の非常な関心のなつて来るのであります。従つて地方の町村長等が知らない

場合に、片方が測量をするというような場合ができると思ふ、そういうことがあるならば、止めさせなければならぬ、それで事前に通告しておいて、どこをどういふふうに調査するんだという大まかな測量計画は必ず町村長毎に通告しておいて、調査することは間接的に占有者に通告するといふことはいいのですけれども、今の御説明によれば、まるで地方自治体とは無関係に調査することは私は断じてとるべきではないといふふうなことを考へる、その点は十分政府において善処されたいと、こういうふうな考へるのであります。次に進みますと第二十四條第三項「地理調査所の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該標識を移轉し、理由がないと認めるときは、その旨を移轉を請求した者に通知しなければならぬ。」と言つてますが、当該標識を移轉する時期が一つも明示されていない、理由があつても一年、二年反對して、これでいいというわけでは、当該標識を直ちに移轉すると、これは申請する方は、直ぐ移轉して呉れというのは当然です。同時に、理由がないと認めるときは直ちにその移轉をしないといふ旨を向うに通告すると、この時期をここにはつきり明示して置く必要がある、こういうふうに考へるのであります。

○説明員(小林興三君) 只今の二十四條のお尋ねは御尤もでありまして、これはもう我々もいたしましては、勿論、必要の有無という申請がありますれば、直ちに判断して、そして移轉すべきは移轉する、移轉することが困難な事情があるものはその旨を通知する、そういうつもりでございます。條文の上には実は入つておりませんけれども、当局といたしましては、当然にそういう措置をとつて、一般の人の御迷惑にならないように十分考慮いたしたいと考へておるのであります。

○北條秀一君 第二十八條の第二項であります、「前項の規定により、云云のところで『実費をこえない手数料を納めなければならぬ。』この『実費をこえない』という言葉が現わされておりますが、これと関連いたしまして、第四十九條の第三項「千円以内の手数料を納めなければならぬ。』こういう表現の違いがあるんですが、これはどういふことですか。

それからもう一つは謄本抄本の交付を求めた場合には、その謄本、抄本の実費といふものは実費をきちと取ることは私は当然だと思ふ、実費を必ずしもそう遠慮して、こえない手数料を取るというところは、正しく実費を取るんだとどういふふうに考へ方を改むべきではないかといふふうに考へます。

○説明員(小林興三君) 只今のお尋ね尤もであります。第一番に二十八條と四十九條を区別した趣旨は、何れもお尋ねのあつたところと相關連して来るのであります。四十九條の問題は登録申請の手数料でございます。これは一般に事務を処理する場合における表現といふものが概ねついて来るわけでございます。登録の手続をするだけの問題でございますから……ところが、二十八條の問題になりますといふと、具体的に謄本を、若しくは抄本を交付するわけでございます。この謄本、抄本につきましては、いろいろ測量の成果の種類、如何によりましては、金の相違がありますし、それから

又いろいろ物價の変動などもまあ具体的に響いて来る点が極めて多いもので、それから、実はこういう使い分けをしたのでございます。そこで、それならむしろ二十八條は「実費を納めなければならぬ。」とこうあつたり書いた方がよかつたのではないかと、この御尤もであります。実はこれがこういふふうな表現になりましたのは、やはり、実費と申しまして、一度々々その都度値段が變つても困るから、実費の範囲内において一つ大綱みに手数料といふものを何等分かつて決めておいた方が、納める方にも取る方にも便利でないか、実費を全体を取るといふ立前で、多少の四捨五入はあり得るといふ考へ方で、「実費をこえない手数料」といふふうに書いたのでございませう。その字句は必ずしもいい言葉ではないかも知れませんが、心持はそういうところでございませう。

○北條秀一君 第三十一條に「地かく、地厚、その他の云々とありまして『測量成果が現況に適合しなかつた場合において』と、これは、現況に果して適合しておるかどうかは、これは測量しなければならぬことですが、『現況に適合しなかつた』といふことは誰がいつ認定するか、これについてお伺いします。

○政府委員(武藤勝彦君) これはちよつと文句がおかしいように実は思つてございませう。これは大きな地震等がありますと、必ず地かくが今までの経験上移動しております。そういうふうなときは実は現わすつもりでございませう。事実地震がありますと、土地が必ず上つたり下つたりする場合が多いのでございまして、そういう場合ですと、海岸地帯におきましては海の水との関係のようなもので、土地の變化を測量しなくても或る程度見当のつく場合が多いのでございませう。ただ併し長野縣の山の中のような所でしたら、これは非常に困難だと私は思つております。これは午前中坪井教授が言われたように、移動があつたと認められるような場合には、こつたつたようにするのが適當ではないかといふふうに私共考へております。

○北條秀一君 只今説明の通りに、この三十一條は修正する方が合理的であるといふふうに考へます。次は第三十六條これは午前中桑原証人からお話があつたわけでありまして「測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、左に掲げる事項を記載した計画書を添えて、あらかじめ地理調査所の長の技術的助言を求めなければならぬ。」とあるんですが、こうなると、「求めなければならぬ。」となると、結局地理調査所長の技術的助言でなしに、実は承認を求めるといふようになつて来ると、私はその事情は尤もだと思ひます。そこでこれはあらかじめ地理調査所長に計画書を提出して、その技術的助言を求めることができるというふうに行くべきではないかといふことが午前中の証言でありましたが、私もそういうふうに考へるんですが、政府の考へを聞きたい。

○説明員(小林興三君) 只今のお尋ねでございますが、これはまあ立案の氣持は、専らこの計画書の提出は、技術的な援助を調査所においてやるという立前になつておるのであります。技術的に、全部提出しなければならぬ

ということになりますと、相当これを
実施する場合において、実施する側か
ら言えば、面倒なことになるのではな
いかという点は、重々考えられるので
ございます。併しまあこれの規定を置
きました趣旨は、もと／＼公共測量に
つきまして、この測量法の規定の中
に入れましたのは、重要な測量につい
ては、測量の制度というものを確保し
て行くという問題が一つと、それと共に
測量の重複を除く、今までこういう測
量が相当重複して行われておりまし
て、その間に非常な無駄が沢山ある、
こういう点から考えまして、それを抑
えるためにはこうした方法が必要なの
でありまして、単に測量計画機関の判
断で技術的助言を求めることができ
るというふうにいたしますという、こ
の公共測量というものについて測量法
が期待した或いは望んだ趣旨という
ものが達せられなくなるのじやないか
と考えられるのでございます。それでい
ろいろ議論はあろうかと思ひますけ
れども、三十六條のように規定を明ら
かにしまして、併しながらそれは單に測
量をコントロールするとか、つまらん
監督をして文句を言うとか、そういう
趣旨じやないということを明瞭にする
ために、特に左に掲げる事項を記載し
た計画書を添えて技術的助言を求め
る、こういう建前で立案をいたしたの
でございませう。

○北條秀一君 この点に關連しまし
て、私は本法案を通じて、地理調査所
長の権限というものは非常に大き過ぎ
るという考えを持つておりました、こ
れは各條章において一々立証できる
のであります。そういう点から言いま
しても、その地理調査所長の大きな権

限の一つはここに出てくるわけす。
それで私は先程のようなことを申し
たのであります。従つてこの際政府委員
の御意見を承つて置きたいのですが、
今言いましたように地理調査所長の権
限が非常に大き過ぎる、この測量士を
任命する、或いはそれを処罰する、登
録を取消す等一切切地理調査所長が
殆んどやるわけですか。こういう点に
ついて起案者の方ではどういふふう
に考へておられますか。

○説明員(小林與三三君) 只今の点は
條文の條章によつては地理調査所長と
いうものが非常に表面に出過ぎている
という点は多少あると思ひます。それ
で問題は地理調査所長の長がそういう権
限を持つべきか、むしろ建設大臣がや
るべきか、これでは地理調査所長は行
政組織法の面から見ても、むしろ附屬
機関でなしに、一つの外局の長といつ
たふうな権限が與えられているじやな
いかという、実は疑ひの点もあり得る
のでございませう。併しながら私達の考
え方といたしましては、建設大臣と地
理調査所の長との間における権限の分
掌につきましては、測量の実施とか、
測量の指導とかそういう技術的な面
につきましては、これはむしろつまら
んことで建設大臣のところへ持つて行
くよりも、最も責任ある機関である、
而も權威ある機関である地理調査所の
長にそういう技術的な面は全部一任
することが然るべきではないか、但し
測量法に關する一般的な制度とかその
他一般的行政部門に關するものは、
当然建設大臣の責任においてやるべき
ではないか、こういう考へ方で両者に
おける権限の調節を図つたのでござ
います。その結果調査所の方は、測量の

技術的な面におきましては種々の権限
を行使する結果になつたのでござい
ますけれども、それにつきましては、自由
な問題につきましては皆測量審議會と
いう各方面の経験者、学識者、その他
關係官吏等を包容した民主的な機關が
それ／＼介入して来る場合が多いよう
に立案をいたしておりました、地理調
査所の長の権限の行使について問題の
ないようには、十分慎重に計らうよう立
法的な考慮は十分に考へたつもりで
ございませう。それで本當の理想を言
へば、これもまあ理想論になつて、先づ
きの問題と同じ議論が出て来るのであ
りますが、この測量法によりまして地
理調査所の長がこうしたいというんな面
におきまして権限を行使し得るようなこ
とにすれば、地理調査所が実施以後も
例へば測量廳といつたふうな大きな権
限ある役所としてでも、權威のある組
織にすることが當然ではないかという
問題があつたのであります。これは
実は先程も議論の出ました水路部あた
りとの統合問題も併せ考へられるので
ございまして、將來そうしたものを一
元化し得るような時期が到来すれば、
當然に測量廳とかいふふうな形にし
て、日本人における測量行政に關する
最高の責任機關として名実共に備わり
得るというふうな時期が到来して然る
べきものじやないかと考へていたので
ございませう。そこらの点が多少考慮さ
れまして、ともかくも現行法の上にお
きましては、そうした測量の技術に關
する面はその廳において責任を以て処
理して貰う方が、行政全般の便宜とい
うか、責任制というか、能率性とい
うか、そういう面から見て適当じやな
からうかと考へたのでございませう。

○北條秀一君 たゞ／＼今の説明の中
で測量審議會の話が出ましたので、私
は關連いたしましてこの際質問いたし
たいと考へます。実は今測量審議會は
民主的な機關であつて……、という話
がありましてけれども、それは法律で
見ますと形は民主的になつてはいますけ
れども、實際には測量審議會といふも
のは殆んど実権がない、ただ僅かに建
議をするだけだといふふうになつてい
まして、この法案は何回ひつくり返
して見ても、そういう実質を持つて
いないと私は考へるのです。そこで先
程も話がありましたが、測量士の登録
を抹消するとか或いは停止するとかい
う問題につきましては地理調査所長が
やるというのではなしに、そういう重
要な問題を測量審議會の議を経てやる
ということに始めて民主化される
というふうには私は考へるものでありま
す。尙それに關連しまして後程質問い
たしますが、この際測量審議會につ
きまして、二十人の委員で組織するとい
うことになつていますが、その中に當
然測量士の代表を加えるべきだろうと
いうのが私の見解であります。証人の
見解におきましては、是非測量士の代
表を何名か加えて貰いたいという意見
でありましたが、この点についての政
府のお考えをお聞かせ下さい。

○説明員(小林與三三君) 只今測量審
議會の権限の面につきまして議論を承
つたのでございませうが、例へば公共測
量の範圍の問題とかその他民間の一般
測量のうちで届出制の問題とか、測量
に關する作業規程の問題とか、そうし
た測量実施上重要な問題につきまして
は、みな測量審議會の議を経ることを
考へておるのでございませう。一應お尋
ねの点に答へられました例へば測量士
登録の抹消といふふうな問題につ
いて、或いはその他の問題について審議
會がタッチすべきでないかという点
は、これは御尤もなお尋ねだと思ひま
す。併し登録の抹消と申しまして、
本當の登録の抹消をここで考へてお
りますのは、本人が死亡した場合とか、
その他全然形式的な資格要件に欠けて
おつたとかいふ場合でありまして、こ
れは外の、例へば建設業法などの場合
における建設業の資格又は業務停止な
どのような場合実質的な判断をして、
本人が適當でない所行があつた場合と
か、その他そういう意味で資格を取消
すという場合は実は全然考へておらな
らないのであります。そこでこういう
形式的な判断から本當の整理という程
度に実は考へましたので、その必要が
ないのではないかと考へたのでござ
います。尙試験の問題につきましては、
これは御議論もお尤もだと思ひま
す。その試験の実施を審議會でやる
かどうかといふことになれば、いろ
ろ試験といふものの性質上疑問があ
うかと思ひるのでございませうけれども、
併しながら、試験全般をどういふ
に持つて行くかとかその方針とかい
うような問題は、測量に關する重要事項
として、必要ならば審議會の意見を十
分に考慮して然るべき問題であらうと
考へております。それから審議會の構
成に測量士の代表者を入れる必要があ
るのじやないかといふお尋ねでありま
すが、これも御尤もなお御意見でござ
います。そこは、実は例へば建設業審
議會と少し性格が違ふ面がありま
す。そこでは建設業者に対する直接的
の監督をい／＼やつて、登録の抹消

私はその程度に質問を打ち切りまして、次に進みたいと考えます。

するいろいろの研究もやつたりしますことですから、当然に業者の代表も参加させるといふところは実質的な要件に相成ることかと思つてございませう。併しここに考えております測量審議會は、むしろ測量というものの技術的な調査、指導といふことを考えておりまして、測量士自身の利害をどうこうというような場合は、実は建設業審議會ほど露骨と申しますと言葉は悪いのですが、大きくは出て参つておらないのであります。併し勿論測量士の問題も考慮すべきでありまして、これは入選の点につきましてはまだ具体的にこれ／＼という案はありませんけれども、私達の考えといたしましては、測量に関する技術の学識経験者とかそれから關係各行政機關の職員などという者は、大抵は皆測量士の資格を持つておられる人達が通常なされるわけで、特に技術に関する学識経験者と言へば、当然に測量士の資格を持つておられる方でありますので、そういう方面のお考えも当然に代表せられるのじやないかと実は考えておつたのでございませう。併し尙御意見でございますから、具体的任命の問題につきましては十分に研究をいたして考慮いたしたいということを考えております。

○北條秀一君 私の質問の要点を……、先程民主化するために測量審議会を設けるのだというお話でありましたが、それで私質問したのですが、測量審議会というものと而してこの地理調査所というものが全くこの法量によると分離されていないかというのが私の質問の要点であります。今の問題は……

○政府委員（武腰勝彦君） この問題は私達も十分考えてみたのでございます

が、しつかりした測量をやろうとすれば、或る程度の技術を持つておることは当然なことでありまして、現在各学校等でもやつておる測量を見ますと、実を申しますと、ここにいろいろ資格が挙げである。四十九條、五十條、五十一條に測量士及び測量士補の資格が書いてありますが、私達が専門的の見地から見ますと、こういう人達をこのまま実は挙げるのは非常な讓歩をしたのでございます。それは測量は非常に地味な仕事でありますので、これは誰でもできるように一應考えるのでございしますが、実際にやつてみますと、これはそう簡単にできる仕事でもないのです。ありまして、測量が狭い所を対象とするのでなく、相当廣い地域を相手とする

る結果、例えば、物指を一つ使うとしても、一メートルについて一ミリ測定を誤つて行くといつたようなことは、これは家の中でやるような仕事でしたらそれほど問題にならない場合が多いのぢやないかと思いますが、併しながらこれを廣い地域に適用してみますと、例えば一メートルで一ミリ違いますと、千メートルで一メートル違つて参ります。従つて十キロ参りますと十メートル違ふ結果になります。そういふように非常に相手が大きいので、誤りが非常に拡大する虞れがあります。

ところが、今までそういうような点について、そうしつかりした観念を持つて仕事をやつて呉れておる者が割合に少いように見ておるのでございます。それでこれはしつかりと仕事をやつて貰うのには、或る程度の測量の知識が必要ではないかというので、実はこゝ

に五十條並びに五十一條に掲げたよう
な資格を抑えたのでございます。それ

でその外にこれは学校を出た人達に或る程度の資格を持つことになります。が、お話になりましたような中学校や、或いは農業学校のような所を出た方が、これでは救われないという結果になるのでございます。それで五十條の第五号と五十一條の第四号におきまして、試験をやつてそれに合格した者は非差支ないのだという規定を入れたのでございます。それでこの試験が実は非常にに私達としては実施が相当困難だと思つておるのであります。それは測量についての知識とか観念とかいうものの中に、一般の測量をやつておる人の中に非常に欠けておる者が多いのであります。私達をしての実は非常に心配しておる点なのでございます。

○北條秀一君 関連しまして、第五十條の「建設大臣が指定する測量に関する専門の養成施設」この「専門の養成施設」ともいうものは一体どういうものですか。

○政府委員（武藤勝彦君） これは地理調査所には現在技術員養成所がございます。そういうふうなものをここで是指しております。その外にもこういうふうな技術員を養成しておる所に、水路局の中にも技術員養成所がございます。それから鉄道関係のところにもあります。のではないかと思います。

○北條勇一君　それでは先程私が質問しました農林学校の卒業生現に農林省関係におりますところの農地の測量でありますとか、或いは山林の測量は殆んどこれらの農林学校の卒業者諸君がやつておるわけですが、そういう者は先程お話通り全部地理調査所の所長の

行う測量士試験に合格しなければならぬ。それと、

府委員の恐れられておりますように、果してその試験が実行できるかどうか、そういう問題は、どういふふうに解決しますか。

○政府委員(武蔵勝彦君)　その試験が、実は私も非常に心配しておるのでございます。それは私達としては一定の理想を持つております。その通りにやりましたならば合格する人が非常に少くなるのではなからうかと思うのであります。

○北條秀一君 合格する人が非常に少なくなりまして、現在の農林行政はストツプしてしまふ、山林にしましても、主食の供出にしましても、そういうもののはストツプしてしまふのではないかかというところが、考えられるのであります。そうすると、これには測量士又は測量士補になつた連中がこういう違反をしたときには、その登録は抹消するといふ罰則の規定がありますけれど、測量士又は測量士補にならない連中が測量に従事した場合の罰則は一つもないのですね、こういうことになりまして、実際に必要な山林の測量、事實上に必要な耕地の測量になると各行政官廳はどん／＼やると思う、そういう場合に今のあなたの理想から言つて、それをどういふふうに制限して行くか。

○政府委員(武勝勝彦君) 農林省で現在やつており、ます測量でござい、ます、あれを実は私達は対象としては考へておらなかつたのでございます。それが四十七條にもありますし、或いは第五條の公共測量のところにもあるのでございますが、小道路又は建物のた

め等の局地的測量こういつたような意味で、こういつたものは何といひますか、この法案の目的が折角やつた測量をその測量目的のためだけに、若し使えれば外にも利用してやりたいということが目的で、実はこの法案ができておきますので、それが、外へ流用できないような程度の随分程度の低い測量、或いは狭い測量、そういうもののは実は考へておらなかつたのでございす。それで午前中に農林省の方がおつしやつたようなものは、現在のところは、この法律の適用には入つて来ないのではないかと、実は私思うのであります。ただ全国的に土地調査をやる、全国的に土地の面積をしつかり出すという測量をやるというふうな場合でございすならば、これは当然この法律に入つて参ります。

○原口忠次郎君 余り法文を読まないでこんなことを質問するものも工合悪いのですが、一体この測量法案なんかの本当の狙いはどこにございすか、今お話を聞いておると地積の測量、昔は参謀本部でやつておつたような測量がこの法律に入るものであつて、小道路とか土地の面積を小さく計るのは入らない、そうすると結局地理調査所でやる測量の事柄のみがこの法律で縛られるというふうな形になつて来て、地理調査所がやられるような仕事は外に官廳もないのに自分の官廳で使う測量士に大きな罰則を法律で設けるといふことになりやしませんか、その辺が私はつきり分らんのです。

○政府委員(武蔵勝彦君) これは地理調査所でやつております測量ばかりではないのでございす。それは外でや

つております測量でも、それが十分立派な精度でできておりました外に流用できるものであるならばそれを使う、例えば鉄道を架けますのにも、或いは山林調査をやるにしましても、場合にやりますと相当立派な測量をやるもの考へるのでございす。そういうものをその目的だけに使つたらそれでいいという事で棄ててしまはないで、その測量をやつた結果を外にも流用する、そういうふうなつもりでやつておるのでございす。例えば最近空中写真の利用が非常に廣くなつて参りました。空中写真で以て図を作るとか、或いは土地の調査をやるとかいう場合には、從來元の陸地測量部で埋めたという石だけでは多くの場合に数が足らないのでございす。併しながらそういう場合に、若し鉄道とか、山林だとか、外でやりました石が相当数ありますと、それは直ちに利用することができるのでございす。ただそれを利用する場合に、使う方としましては、そのどのどのくらい確かなものかというふうなことがはつきりしておりませんと、ちよつと使うわけにいかないのではないかと、そういうふうな点を明らかにしたいというのがこの法律の目的なのでございす。

○原口忠次郎君 今のお話で分つたやうな分らんやうな気がするのでございす。結局長の方で作つた測量図を外の所で利用したい。その精密度をあるかないかを法律を以て規定する。こういうふうな考へ方でございす。それ、そうしますと、外の官廳が作つた測量図がそういう罰則を科せられる、折角測量をしたものを体刑を食わせるやうな、罰金を食わせるやうなことがある

ならば、恐らく自分の測量した図面を出さないのではないかと、決してそんな所に出さないのではないかと、そういう危険がある、精密度によつてそれが實際違つておるか、違つていないか、誰が証明するか、それは測量士がやらなければならぬといふことになりす。非常な測量士が、任務が何といひますか、官廳の公務員として公務員以上法律で縛られる、こういうやうな形になるように思ふのでございす。が、これの一体狙いは、お話になる狙いか、どうも私にははつきり呑み込めないでございす。

○説明員(小林興三君) 只今の点でございす。この氣持はつまり測量の中の根幹は地理調査所の測量でございまして、それについて測量実施上必要ないろ／＼な権能をはつきりさせるという面は、これは申上げるまでもなく一つあるでございす。これはまあむしろ從來の古い測量標條例が規定しておつた問題でございす。それと共に問題は地理調査所がやつております測量以外に、地理調査所長が申しましたやうに、大規模な、而も精密な精度を必要とするところの測量がただ行われておるのでございす。その測量は精密性といふことがその作業の公共的な目的から必要とする共に、その測量が從來極めて何といひますか、無駄に行われておる、同じ場所が例えば道路の測量のために行なわれる、或いは開拓道路のために行なわれる、そういうやうな無駄が極めて多いのでありす。これは極めて遺憾な問題でありまして、きちんとした測量があつて、その測量の成果といふものを、もつと万

人に公開して廣く利用させる、そういう体系を考慮した方がよろしかうといふことが考へられるのでございす。それで先ずもとはそういう重大な、公共的な利害に、密接な関係のある重大な測量といふものの精密性を確保するといふことは、いろ／＼な仕事を図つて行く上におきます基本的な要件でありますので、その点を何とか確保したいといふ問題が一つ、そのした測量の精密性を確保するための手段としては、それならどういふものが考へられるかと申しますと、結局測量の計画並びに測量計画を実施する作業の何と申しますか、技術的なそういう作業の方程式といふやうなものが、正確に成り立つ、それと共にそれを実施する人間が、技術的な能力と良心とを十分に持つてゐる人々で十分であらば、後は仕事は任しておけばよろしい、そういうやうに相成るだらうと思ふのでございす。それがそういう方面における人の資格といふものを、或る程度制限をいたしまして、技術的な精密性を確保する、そうしてその人にすべてを任せるといふ考へ方になつてゐるのでございす。それと共に、そういう土地の立入りを必要とする、立木の伐採を必要とするやうな測量実施上のいろ／＼な権能が必要なのでございまして、そういう公共的な利用のある、重要な測量につきましては、測量実施上に必要な権能を確保してやるということが、一つ考へられるのでございす。そうして、そういう結果得た測量の成果といふものを、これは万人に開放して廣く天下に利用させるといふやうな諸々のことを

考へまして、そうして要するに測量制度といふものが土地の利用、開発といふものの基礎的な、最少限度の技術的な要件でありますので、そういう確かな基礎の上に、土地政策と申しますか、土地の利用開発といふものを、進展させて行くといふことが、如何に日本における今後のいろ／＼な作業をやる上において、必要であらうといふやうなことを考へまして、実は考へたのでございす。これによつて特に測量士に特別な束縛を與えるとか、罰則だけで以て臨むとかいふやうな点は、毫も実は考へておるのではありませんので、ここに多少罰則の規定はありますけれども、これはむしろこの正當な測量の実施を理由なくして妨害したとか、邪魔をしたとか、そういうものについては、或いは測量の結果得た測量表などを流して毀損したとか、そういうものについての罰則でございまして、特に測量士そのもの、或いは測量する者について、大きな罰を以て臨むといふやうなことは、全然考へておらないのでございす。

○原口忠次郎君 御説明はよく分りましたのですが、結局こういう測量法案といふものが、結局長の方で、昔参謀本部の二十万分の一とか、十萬分の一とかいふ地図があつたが、今後できる場合に、それが非常に正確なものができて、そういう國民がその図面を利用する價值が非常に高くなる、こういうことを狙つておられるのですか、それとも何かどこかの官廳で、例えば鉄道のルートに測量した、そのルートの測量をどこか外のところで利用するやうにさせる、というやうなことを狙つておられるのか、それはお話の言葉はよく分る

のでありますが、一体こういうものを作つて、國民が利益するところは、どこにあるか、それから二十万分之一、十万分之一の図面が非常に正確なもので、あの図面が一枚あれば殆んど測量しなくともできるという事になれば、結構だと思ふのです。併しそれは結局地理調査所がおやりになることであつて、その他どこもやることはないので、その他だと思ふのであります。そうして地理調査所がおやりになる仕事を、何か法律で決めて測量士等という名義を取らして、そうして非常に縛り上げて公務員法以外に、何か縛るのじやないかという氣持がするのですが、そういう点はどうなつておるのですか。

○政府委員(武藤勝彦君) そういうふうな点は、実は私達考へてもみなかつたのでございまして、これは測量部で作りました。三角点というふうなもの、そのまゝ引継いでやつておりますが、これは一般の人たちに非常に使われておりました、私達としては十分活用されておると考へておるのでございまして、併しながら鉄道とか、山林とか、前にも申し上げましたように、各方面でも測量のために國費の可成り多くのものを使つております。鐵道を敷いたら鐵道の測量は、もう捨ててしまつていいのか、山林の調査が済んだから、その測量の結果はそれだけでいいのか、こういう点にあるのであります。そういうふうな測量でも、私の方の測量が何故使われるかと申しますと、これは確實に石が埋めてあつて、他の人が自由に使うことができるから使われるのであります。又精度

につきましても、私の方ほどの精度の精度で行つておるか、はつきり出ておるので、使う人が安心して使うことができるからであります。若し他の方の仕事も私達の方と同じように、そういうふうに石を埋めるとか、測量の精度がはつきりしておれば、これを利用する者が相当あるものと考へるのであります。尚一度やつたところを、二度三度繰返してやらないで済む場合が相当起るのじやないか、そういうことのために、測量を無駄にしないで、活用させるという事を、実は考へておるのでございまして。

○原口忠次郎君 御説明も大体分つたやうな氣がしますけれども、何か私はどうも根本的に割切れないことがあるやうな氣がするのです。例えば地理調査所というものは、測量をなさるのが目的の官廳であるから、測量をされるのであつて、鐵道省が、今度は鐵道公團になるのですが、公團が鐵道を架けるのに測量をする、だからその測量は万人が使うようにせよ、こういうふうな考へられるのは、國費を使つた測量であるから尤もではあるけれども、その測量したことを、そういうふうな仕向けて行くようにするならば、あなたが測量法という法律のみで、あなたがみつしやつたやうな目的に、果して進み得るだらうか、そうして又鐵道を架けるのに、あなたのお話のような精密度がなければならぬ測量であるかどうか、例えば道路の測量にしても、開拓の測量にしても、そういうふうな測量の精密度がなければならぬのかどうか、それから先つきお話しになつたメートルセンチではないかとおつしやるけれども、ああいうものはコンベ

ンセートするエラーですから、必ず何キロ以内で幾らエラーがあるというもののじやないという感じがするのです。そういうことを考へると、測量法というものの狙いが、どうもはつきりしないという感じがするのですが、あなたの方としては測量なさることが、その官廳としての目的であるけれども、他の官廳が測量したから、必ずそれが自分のところと同じ精密度で國民に示される測量をしなさいということを法律で縛る、こういう結果になるわけです。そういうふうなことが、どうもちよつとおかしな感じがするのですが、どうなりますか、そういう点について……

○政府委員(武藤勝彦君) 他でやる測量も、私の方でやる測量も、嚴密な精密度を持つておる測量でなければならぬというのではないのであります。はつきり他でやつた仕事も精密度ははつきりしておればいいのであります。はつきりしておれば自分のところで使う場合に、この程度なら使える、この程度では使えないという判断が與えられるのじやないかと考へられるのであります。

○原口忠次郎君 これ以上申し上げませんが、非常にこれが大変に使われることを私は希望いたしまして質問を打切ります。

○委員(石坂重一君) それでは質疑をまだございませうが、もう質疑はこの程度で打切つてよろしうございませうか。(「議事進行」、「賛成」と呼び者あり)

○委員長(石坂重一君) それでは質疑を打切ります。尚皆さんの方でお氣附の点があれば、討論の前に多少の意見は差支えないと思ひますから一應質疑を打切ります。

疑を打切ることになつて差支えございませんか。(「異議なしと呼ぶ者」あり)

○委員(石坂重一君) それでは打切ることにいたします。

○政府委員(赤木正雄君) 先程原口に委員、或いは北條委員の御質疑に実は私も非常に同感の点があります。でありますからこの立案をいよく採択されましたときには、そのときに申しますが、一層その点は十分御趣旨に副うようにしたい、又その考へを持つております。

○委員(石坂重一君) それでは本日は質疑を打切ることにいたしました、明日十時より、討論、採択をすることにしたしたいと思います。尙本案について字句その他の修正等について御意見もあるようでありますから、それは途中において懇談会を開会しまして、その際に一應纏めて発表することにしたしたいと思います。それでは本日はこれにて散會いたします。

午後四時二十二分散會
出席者は左の通り。

委員長	石坂 重一君
理事	原口忠次郎君 島津 忠彦君
委員	遠山 丙市君 堀 末治君 堀部 定君 久松 定武君 北條 秀一君
政府委員	建設政務次官 赤木 正雄君 建設技官 武藤 勝彦君 (地理調査所長)

証人	東京大学理学部 坪井 忠二君 地球物理教室 須田 悦次君 海上保安廳 天竺 良吉君 運輸省海運局長 福島 要一君 農林省統計局長 國土土地 藤 邦君 農林省統計局長 國土土地 桑原彌壽雄君 農林省林野局 國有林野部計課 義田 茂君 建設事務官(大臣官房文書課長) 小林與三三君
----	---